

青森県報

第七百六十六号

令和六年
五月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 地籍調査事業計画……………(農 村 整 備 課) …… 二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 三
- 右……………(同) …… 三
- 右……………(同) …… 三
- 右……………(同) …… 四
- 右……………(中 南 地 域 民 局) …… 四
- 右……………(上 北 地 域 民 局) …… 四
- 右……………(下 北 地 域 民 局) …… 五
- 出 先 機 関
- 土地改良区の役員の就任……………(三 八 地 域 民 局) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西 北 地 域 民 局) …… 五

選挙管理委員会

○ 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正……………(事 務 局) …… 六

告 示

青森県告示第三百三十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
名称又は氏名 株式会社志心会	主たる事務所の所在地又は住所 黒石市緑ヶ丘八七の三	名 称 訪問看護ステーションえふ	令和六・六・一
	訪問看護	所 在 地 弘前市大字城東中央一丁目二の四	

青森県告示第三百三十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 氏名	株式会社志 心会	主たる事務所の 所在地又は住所	黒石市緑ヶ丘八 七の三	介護予防 サービスの 種類	訪問看護 介護予防	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	訪問看護ス テーション えふ	名 称	弘前市大字城東 中央一丁目二 の四	所 在 地	令和 六・六・一	指 定 年月日
-------------	-------------	--------------------	----------------	---------------------	--------------	--------------------------	----------------------	-----	-------------------------	-------	-------------	------------

青森県告示第百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サ ービス	事業者	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サー ビスを行う 事業所	指 定 年月日
名 称	株式会社エ イビス青森	就労継続 支援B型	エイポール	令和 六・六・一
主たる事務所の 所在地	三沢市日の出四 丁目九四の三二 七	名 称	三沢市日の出四 丁目九四の三二 七	指 定 年月日

青森県告示第百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、令和六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

調査を行う 者の名称	調査地 域	調査期 間
青森市	新城山田第六地区	令和六年四月一 日から令和七年 三月三十一日まで
弘前市	第一清野袋地区、第二清野袋地区	
八戸市	松館（三）、松館（四）	
五所川原市	松島町の一部（三）	
むつ市	田名部字二又の一部、源田畑の一部、立山の一部、二又川目の一部	

青森県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年六月二十六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
国 道	三三三八号		むつ市川内町石倉沢一の三から むつ市川内町田野沢一七八の三まで		前 後	六・四〇メートルから 九・三二メートルまで 九・八四メートルから 三〇・〇〇メートルまで	七〇五・一〇メートル 七〇五・一〇メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社長谷川工業
- 二 代表者の氏名 長谷川勝也
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字北中野字天王三六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇七二〇号
- 五 取消年月日 令和六年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社倅研
- 二 代表者の氏名 小笠原若子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字泉野字野脇二六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇八九一号
- 五 取消年月日 令和六年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社シティ・ホーム
- 二 代表者の氏名 今英樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市西大野二丁目一五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一〇〇七三二号
- 五 取消年月日 令和六年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社スマル建築総合企画事務所
- 二 代表者の氏名 野呂順造
- 三 主たる営業所の所在地 青森市栄町二丁目一の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一一五六〇号
- 五 取消年月日 令和六年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社M Link
- 二 代表者の氏名 門間幸一
- 三 主たる営業所の所在地 平川市李平上安原七七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第二〇〇八四四号
- 五 取消年月日 令和六年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社大龍工務店
- 二 代表者の氏名 田中憲明
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七七の九七七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第五〇〇四五〇号
- 五 取消年月日 令和六年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社菊研
- 二 代表者の氏名 菊池繁光
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字館ノ上五一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第六〇〇二五五号
- 五 取消年月日 令和六年四月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年 月 日
理 事	畑山 章子	八戸市大字尻内町字上谷地二二の一	令和六・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を令和六年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年五月二十七日

西北地域県民局長 長 内 和 人

選 挙 管 理 委 員 会

